

令和6年度 認定こども園あおがき重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人青垣福祉会
所 在 地	兵庫県丹波市青垣町沢野70番地1
電 話 番 号	0795-80-5003
代表者氏名	理事長 畑田 久祐

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園あおがき
施 設 の 所 在 地	兵庫県丹波市青垣町沢野70番地1
連 絡 先	電話番号 0795-87-1020 FAX 0795-87-0335
管 理 者	園長 安田 千代
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 82人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 48人
開 設 年 月 日	平成23年 4月 1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、乳幼児期における教育及び保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき就学前までの教育及び保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応してまいります。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

(3) 豊かな青垣の自然を生活や遊びに取り入れ、好奇心・探究心を高め、主体的に関わり、自然の恵みに感謝し、命や物を大切にする心・ふるさとを愛する心を育み、心身共に健やかな育成に努めます。

また、ゲストティチャーの力をお借りし、心を揺り動かす体験を多く持ち、自立心や人と関わる力を養い、生きる力の基礎を培います。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	6, 124. 29 m ²
	園庭	1, 595. 00 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	1, 813. 77 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこ組(0歳児)
ほふく室	2室	りす1組、2組(1歳児)
保育室	8室	うさぎ1組、2組(2歳児)、ほし組(3歳児)、にじ組(4歳児)、そら組(5歳児) かえで教室1・2・3(多目的ルーム)
遊戯室	1室	
調理室	1室	
ランチルーム	1室	
子育て支援室	1室	
職員室	1室	
相談室	1室	
会議室	1室	
事務室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	
副園長	1	
主任(保育教諭)	2	
調理主任(調理師兼務)	1	
副主任(保育教諭)	3	
保育教諭	22	
調理師	3	
看護師	1	
業務補助員	4	
事務長	1	
事務員	1	

※ 当園では、「兵庫県認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第3条（幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準）に定める基準に基づき、教育及び保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

6 幼児教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の園児	土曜日、日曜日、祝祭日、及び長期休業日（※注） 夏季休業日 R6.7.22～R6.8.30 冬季休業日 R6.12.26～R7.1.7 春季休業日 R7.3.21～R7.4.4
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする園児	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする園児	

（※注）土曜日でも、保育が必要な場合は一時預かりを利用することもできますので御相談ください。

7 幼児教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

又、一時預かり事業（1号認定子ども対象）、早朝・延長保育事業（2、3号認定子ども対象）を行っています。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 （概ね4時間程度）	8時00分～14時（※注1）
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 （最大11時間）	7時～18時（※注2）
	保育短時間 （最大8時間）	8時～16時（※注3）

（※注1）14時を超えて保育を必要とされる場合は、18時まで一時預かり保育を提供いたします。（別途一時預かり料金が必要となります。）

（※注2）7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、保育を提供いたします。（別途延長料金が必要となります。）

（※注3）8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、早朝・延長保育を提供いたします。（別途延長料金が必要となります。）

利用手続き

利用を希望される方は、園所定の「契約書」を提出してください。申込みは前日までに「イロドリリンク」のアプリからしてください。当日申込みはアプリからできないため、園所定の「利用申込書」を提出してください。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育及び保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、教育及び保育を提供します。

(2) 子育て支援事業の提供

未就園児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供します。又、子育てについての相談、情報を提供します。

(3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

ただし、通園バスの送迎対象地域は、青垣町内で、当園から半径500メートル以上の地域になります。

また、通園バスをご利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(4) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

未就園児の一時預かり事業を実施します。

9 利用料金

別表（P7～8）の通り

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育及び保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) 支給認定保護者から退園の申し出があったとき
- (4) 丹波市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- (5) 理由なく利用者負担額等を3ヶ月以上滞納したとき
- (6) 園の運営上なされる園長の指示に再三にわたり従わないとき

1.1 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科・整形外科

医療機関の名称	あきら整形外科クリニック
医 院 長 名	平島 顕
所 在 地	丹波市青垣町佐治72
電 話 番 号	0795-87-1323

(2) 歯科

医療機関の名称	きよゆきデンタルクリニック
医 院 長 名	足立 清之
所 在 地	丹波市青垣町市原873
電 話 番 号	0795-87-0128

(3) 薬剤師

名 称	明治屋薬局
薬 剤 師 名	足立 義雄
所 在 地	丹波市青垣町佐治6番地1
電 話 番 号	0795-87-0021

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、保護者の指定する医療機関に搬送することもあります。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 認定こども園あおがき 副園長 竹安里美 ・ご利用時間 8：00～ 18：00 ・電話番号 87-1020 F A X 87-0335 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	足立 昌範
役 職 民生委員児童委員		
蘆田 ひとみ		電話番号 87-0274
		役 職 民生委員児童委員
足立 正則		電話番号 87-5440
		役 職 民生委員児童委員
和田 絹代		電話番号 88-0321
		役 職 民生委員児童委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。																
園舎の耐火構造	耐火建築物																
防災設備	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・消火器具</td> <td>有</td> <td>・屋内消火栓設備</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・自動火災報知設備</td> <td>有</td> <td>・消防機関へ通報する火災報知設備</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・誘導灯及び誘導標識</td> <td>有</td> <td>・非常電源（自家発電設備）</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・非常電源（蓄電池設備）</td> <td>有</td> <td>・防火扉・シャッター設備</td> <td>有</td> </tr> </table>	・消火器具	有	・屋内消火栓設備	有	・自動火災報知設備	有	・消防機関へ通報する火災報知設備	有	・誘導灯及び誘導標識	有	・非常電源（自家発電設備）	有	・非常電源（蓄電池設備）	有	・防火扉・シャッター設備	有
・消火器具	有	・屋内消火栓設備	有														
・自動火災報知設備	有	・消防機関へ通報する火災報知設備	有														
・誘導灯及び誘導標識	有	・非常電源（自家発電設備）	有														
・非常電源（蓄電池設備）	有	・防火扉・シャッター設備	有														
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。																

1 5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

※ 宗教上気をつけなければいけない事項がありましたら事前にお知らせください。

別表

《利用料金》

① 1号認定子ども（3～5歳児）

★保育料 無償

★給食費（月額）3,500円

（内訳：主食費 300円 副食費 3,200円）

※給食費は、食べない月もありますが引落しの都合上、年間12回で割り月額としています。

② 2号認定子ども（3～5歳児）

★保育料 無償

★給食費（月額）5,000円

（内訳：主食費 500円 副食費 4,500円）

③ 3号認定子ども（0～2歳児）

★保育料 支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額による。

※副食費の免除については丹波市の基準による。

※その月における保育日数の3分の2以上欠席した場合は副食費の50%を減免します。

2. 実費徴収

★個人が使用する教材の購入費及び特別行事・園外活動の費用を実費徴収します。

★0・1・2歳児は月刊絵本代

3・4・5歳児は月刊絵本代+個人所有となる教材等

0歳児	410円	3歳児	540円
1歳児	410円	4歳児	649円
2歳児	400円	5歳児	666円

※年間総額を12回で割り月額としています。（園外活動費は利用した月に徴収します。）

3. 特別保育利用料

① 延長保育利用料（2・3号認定子ども）

※保育標準時間

延長保育（18：00～19：00）	1時間あたり300円
-------------------	------------

※保育短時間

早朝保育（7：00～8：00）	1時間あたり300円
延長保育（16：00～19：00）	1時間あたり300円

②一時預かり利用料（園児以外：平日 8：00～18：00）

年 齢	一日の利用料	半日（給食有）	バス利用料（1回）
0 歳 児	3, 000円	2, 000円	120円
1・2歳児	2, 500円	1, 800円	120円
3・4歳児	2, 000円	1, 500円	120円
5 歳 児	1, 500円	1, 000円	120円

※給食を利用しない場合は、利用料から200円を差し引いた額となります。

③一時預かり利用料（1号認定子ども）

平日（7：00～8：00）	200円
平日（14：00～18：00）	1時間あたり 200円
長期休業中・家族ふれあいの日（8：00～14：00）	1, 000円

※市が就労等の保育の必要性の認定をした方のみ無償化の対象となります。

なお、一時預かり事業の利用料無償化の範囲には、上限があります。

（1日当たりの上限額は450円、一ヶ月当たりの上限額は11, 300円）

4. バス利用料

- ・バス利用(有) (月額) 2, 500円
- ・バス利用(無) (月額) 1, 200円
- ・バス利用 (朝または帰りの1回のみ) 1, 850円

《毎月の口座振替について》

- 1 毎月の保育料等・実費徴収・特別保育利用料・バス利用料・教材費・すすくすくスイマー利用料（4・5歳児のみ）等を集計して、翌月25日に家庭単位で振替指定口座より振替を実施します。

※25日に金融機関が休業日の場合は翌営業日に振替を行います。

※丹波ひかみ農協・中信・ゆうちょ銀行の指定口座より引き落としいたします。

※振替手数料は、丹波ひかみ農協55円、中信33円、ゆうちょ銀行10円で実費徴収します。

- 2 毎月末日に締め、集計を行います。集計後、イロドリリンクにて請求明細を表示します。

※操作方法は別紙をご確認ください。

※当月請求分のみを都度表示します。

※令和6年5月より開始します。（4月利用料）

- 3 振替不能の場合

督促状を発行しますので指定口座へ振り込みをお願いします。